

新型コロナウイルス対策

感染防止と生活支援に全力をあげます

新型コロナウイルス対策への緊急要望をしました

練馬区議会公明党は、新型コロナウイルス感染拡大予防と区民の皆さまの不安を払拭すべく、2月26日に前川区長へ徹底した対策を要望しました。

(主な申入れ内容)

- ① 正確で丁寧な情報発信と区民への相談窓口の周知を。
- ② 民間検査機関も加えPCR検査可能機関の拡充を。
- ③ 妊産婦や高齢者等の感染リスクが高い方へ、備蓄用マスクを配布すること。
- ④ 児童生徒に配慮した学校行事の運営を。
- ⑤ 多大な影響を受けている区内中小事業者への経済対策と相談体制の整備を。



区長へ緊急要望

保護者の休業補償を実施します

小学校などの臨時休校により仕事を休まざるを得なくなった保護者に対する休業補償が決定しました。

- ◆ 子どもの世話をする従業員に年次有給休暇とは別の休暇を取得させた企業に対して1人当たり日額上限8,330円の助成金を支払います。
- ◆ フリーランスなど業務委託を受けて働く人に日額4,100円の支援金を支給します。
- ◆ 申請期間: 6月30日までに、厚生労働省が指定する受付センターに郵送で提出。

学校等休業助成金・
支援金等相談コールセンター
0120-60-3999



感染リスクの高い施設へマスクを配布しました



区は高齢者施設等のマスクのニーズ調査を実施し、特に不足が顕著である介護施設(小規模多機能・居宅訪問型・認知症グループホーム)や障がい者施設(放課後デイサービスなど)482か所に備蓄マスクを配布しました。今後は特別養護老人ホームなどに順次配布されます。

また、医療機関には練馬区医師会等を通じて約4万枚の備蓄マスクを配布しました。

個人・個人事業主の生活を支援します

新型コロナウイルス感染拡大の影響により休業や失業され、生活資金にお困りの方への緊急対策を行ないます。3月25日より、無利子・保証人不要の特例貸付が開始されました。

練馬区社会福祉協議会
03-3991-5560

生活福祉資金貸付制度の特例の概要

対象者	緊急小口資金	総合支援資金(生活支援費)
	一時的な資金が必要な世帯 (主に休業した人向け)	生活の立て直しが必要な世帯 (主に失業した人向け)
貸付上限	●個人事業主や、学校休校の影響を受けた世帯→20万円 ●その他の世帯 →10万円	●2人以上の世帯→月20万円 ●単身 →月15万円 ※貸付期間は原則3カ月以内
償還期限	2年以内	10年以内
据置期間	1年以内	
貸付利率	無利子	

区内中小企業者へ特別貸付を実施します

3月11日より、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、売り上げが減少し事業活動に影響を受けている区内中小企業者を対象に特別貸付を開始しました。



限度額: 1,000万円(運転資金)
貸付期間: 7年以内
(内、据置き期間12ヵ月を含む)
利率: 年2%のうちの0.2%利用者負担
(区負担1.8%)
信用保証料: 区が全額補助
経済課融資係(ココネリ4階)
03-5984-2673

お困りのことがあれば公明党の都議・区議に何でもご相談ください。

練馬区議会公明党ホームページ <http://www.nerimakugikai-komei.com> TEL/03-5984-1011



小林けんじ 宮原よしひこ うすい民男 吉田ゆりこ 柳沢よしみ さかい妙子 西野こういち 平野まさひろ 小川こうじ 宮崎はるお 鈴木たかし 星野あつし